

## 小論文（法学）

## 正解・解答例

平成30年度 入学者選抜学力検査（後期日程）小論文 法学類

問題の出題趣旨・講評・解答例（2018年3月12日9時30分から11時30分実施）

## ●問題

次ページ以下の文章をよく読んで、次の問いに答えなさい。

（渡辺洋三『法を学ぶ』（岩波新書、1986年）208頁から222頁までを一部改変の上、引用）

問1 下線部①について、著者はどのように考えているか、150字以内で説明しなさい。

問2 下線部②について、著者はどのように考えているか、300字以内で説明しなさい。

問3 下線部③の「川島理論」および、それに対する批判とは何か、250字以内で説明しなさい。

問4 下線部④はどのような意味か、著者の考えを説明しなさい。その上で、今日、私たちの権利意識は高いと考えるか、低いと考えるか、具体例を挙げて、あなたの考えを600字以内で述べなさい。

## ●出題趣旨等

[問1]

出題趣旨

課題文を正確に読解した上で、著者の意図についての確かつ簡潔な文章で表現できるかを問う。

講評

概ね、著者が想定する「権利」の内容が表現された箇所を正しく把握し、一応の及第点に達している答案が多かった。

解答例

単なる利益の主張や要求ではなく、その相手方が、その要求の社会的正当性を承認し、その要求に応じる義務を認めた利益のこと。私的利益や生活要求を基礎にしてはいるが、それにとどまらず、社会的正義としての公的性質をおびたものとして、普遍的に承認された利益内容を権利と考えている。

(134字)

[問2]

出題趣旨

課題文を正確に読解したうえで、問いの内容に即して的確に要約して表現することができるかを問う。

講評

多くの答案で、著者が考える、権利成立のための4つの社会的条件について、所定の文字数内で的確に説明されていた。しかしながら一部には、設問の趣旨を超えて、日本社会が権利社会としては未成熟な社会であり、日本人の権利意識は低いとする著者の見解についてまで言及している答案が見受けられた。こうした答案は、限られた字数の中で余計な情報を記入していることになり、その分必要な情報が不足することになるため、いきおい評価は低くならざるを得ない。

解答例

権利成立のための社会的条件とは、第一に、社会的諸個人の間を平等な関係として承認しあうという平等性である。第二に、権利は諸個人相互間の、あるいは個人と国家との関係が対立関係にあるという対立性が前提となる。第三に、その対立する当事者の一方の利益の正当性が相手方によ

って承認され、その間に合意が成立すること、すなわち、社会的正当性についての合意が前提となる。第四に、利益を主張できる範囲や義務を負う範囲、言い換えれば合意の中身が論理的に確定されることが前提となる。つまり、利益の範囲を定量的かつ論理的に限界づけるという行動様式を人々が身につける社会的条件が整わなければ権利社会は成立しない。

(293 字)

## [問3]

## 出題趣旨

課題文を読解した上で、川島理論とその批判を理解し、論理的に要約し表現する力を問う。

## 講評

川島理論とそれに対する批判を的確に要約することが求められる。川島理論に対する批判4つについては大多数の答案が挙げることができていたが、川島理論を説明することなく批判のみを述べた答案や、近代化が進んだ今日でも権利意識が向上していないことから4つの批判があることの点について記述を欠いている答案が散見された。

## 解答例

「川島理論」は日本人の権利意識の低さの原因が日本社会における近代化の未成熟にあるとするが、近代化が進んだ今日でも権利意識の水準が高まっていないため批判がある。第一に、日本人の権利意識が低いということ自体に対する疑問、第二に西欧社会の法文化のもとで発展した権利観念を理想化し、それをモデルに日本人の権利意識を論ずることへの疑問、第三に、西歐的権利観念と異なる日本社会の独自の法文化の探求が必要である点、第四に権利意識がさまざまな人々を一括して「日本人」という範疇でくくることへの批判がある。

(244 字)

## [問4]

## 出題趣旨

課題文を読解し、著者の見解を正確に理解した上で、自己の見解を論理的かつ所定文字数内で表現できるかを問う。

## 講評

本問では、第一に、下線部④がどのような意味か著者の考えを説明すること、第二に、私たちの権利意識が高いか低いかにつき自己の見解を具体例を挙げて述べることが要求されているが、両者のいずれかを欠く答案、あるいは、両者が混在した答案が散見された。その場合には、低い評価となっている。

全体として、「私たちの権利意識は低い」との見解に立つ答案が多かった。具体例として多く挙げられたのは、選挙年齢が18歳に引き下げられたにもかかわらず、若者が十分には政治参加していないというものであった。これ以外の具体例であっても、適切な例であれば評価している。

## 解答例

現代国家は私的利益の調整の名における国家の介入を抜け、「権利の体系」としての法を解体させて、これを「利益の体系」に転換させる傾向が強まっている。このような権利からの逃避や権利意識の解体という状況の下において、私たち日本人はあらためて法における権利の重要性を再認識して、権利意識の向上を目指す必要がある。しかしながら、このような基本的人権を中心とする権利観念は、日本人にとどまらず、今日では国境のわくを超え、世界諸国民たる人類社会のすべての人

間にとって開かれた価値の産物としてとらえなければならない。そして、権利意識が高まらないことには、憲法も存在理由をもちえないし、また、その下での法律学も存在価値をもちえないのだと著者は考えている。以上を踏まえると、私は、今日の私たちの権利意識は低いと考える。たとえば、18歳選挙権が認められるようになったにもかかわらず、投票率は低いとのことである。また、現在、政府与党を中心として憲法改正の議論がなされているが、友人同士でその点について議論することなどはなく、我々若い世代も含め、国民はそれほど関心がないように感じられる。著者が指摘するように、川島理論の原点、すなわち、権利意識の向上の重要性を認識した上で、その阻害要因を究明し、いかにして国民の権利意識を高めうるかという課題に取り組んでいくべきであると考えている。

(574字)